

# いずみさの昔と今 第268回

## 「奥家の足跡」

今回は4月14日(土)〜7月8日(日)に開催の市制施行70周年記念平成30年度春季特別展「奥家の足跡〜奥家資料寄贈記念展〜」に関連して奥家について紹介します。

奥家は、樫井に本拠を置いたとされる一族です。その居宅は喰い違い四間取りを特徴とした泉州特有の古民家であり、土塀には城などに散見される矢狭間(やざま・弓や鉄砲を撃つための穴)が一部現存しています。この奥家住宅(昭和44「1969」年重要文化財指定)は、昭和45〜46年に修復され、旧来の泉州の古民家として甦りました。その後、平成28年度には奥家住宅の土塀美装化修理事業を実施し、現在は泉佐野市より委託を受けた「奥家住宅保存会」が日常管理を行っています。奥家の由緒については、同家に伝わる「家景」に詳しく記されており、奥家の祖を紀伊熊野湯川庄の湯川庄司を務めた湯川氏(清和源氏武田氏の一族)の末裔である湯川久春の子、奥久忠とされています。湯川氏は、鎌倉時代には御家人としてその名が確認でき、室町時代には、畠山氏に仕えていたようです。奥家の初代とされる奥久忠は、父の湯川久春が御霊森合戦(京都)で戦死した後、畠山氏の下で養育され母が山科の奥家へ嫁

いだことで奥姓を継ぎ奥将監と称し、足利將軍家に仕えた。「家景」に記されています。

足利將軍家に仕えたとされる奥家ですが、16世紀頃には本市樫井に存在したとされる樫井城を紀伊国守護大名畠山高政より預かったとされ、それ以後本市樫井を拠点としたようです。天正13(1585)年の秀吉による根来攻めの際には根来寺方につき豊臣方に敵対しました。一時、豊臣方からの追求を逃れるために樫井を離れたましたが、豊臣滅亡後の17世紀以降は現在の奥家住宅に居住し樫井の村政に携わるようになりました。

奥家は江戸時代中期の正徳(1711〜1716)年間の奥源右衛門以降、世襲的に庄屋役を務めるようになり、世代交代時に奥家当主が幼少であった場合は、樫井村の年寄が奥家を補佐しました。明和8(1771)年には、当時の当主奥富次(のち奥源兵衛義雄)に対し別の者を庄屋に推す動きがありました。その際には村の年寄の久次郎らが庄屋として支えています。以上のことから絶対的な世襲庄屋ではなかった奥家ですが、持高自体は次第に増加し、それとともに家格も上昇した結果、苗字・帯刀・袴着用・上訴などの特権が認められており、奥

家住宅には書院が存在したことも棟札からわかっています。書院は当時一般の村人には許されないものであり、奥家の家格上昇を表しています。これらのほか、京都聖護院の「家頼」「御内」などの役についており、禁裏御祈禱御用のため、聖護院門跡が友ヶ島に向かう際には奥家に立ち寄ることになっていたことも奥家の重要性を物語っています。

以上、奥家の由来・特徴について紹介してきました。奥家に残る資料群は、平成29年に泉佐野市に寄贈いただきましたが、今回はそれらの中から特に貴重な資料を展示します。この機会に奥家に残る貴重な資料と奥家の歴史について知っていただければ幸いです。



▲奥家外観(熊野街道側より)

レイクアルスタープラザ・  
カワサキ歴史館いずみさの  
☎469-7140 Fax469-7141  
休館日 月曜日、祝日(祝日  
が月曜日の場合は月曜日  
と火曜日が休館)  
開館時間  
午前9時〜午後5時  
(入館は午後4時30分まで)  
入館料 無料

## 消費生活センターだより

見守りリー

相談受付  
午前9時〜  
午後4時30分



相談はお早めに  
センターへ!!

南海線「泉佐野」駅前  
☎469-2240

## 美容医療でクーリング・オフや中途解約が可能なケースも！

(無条件解除) や中途解約ができるようになります。契約前に概要書面の交付や、契約時の施術内容や料金・期間を明記した契約書面の交付が義務化されました。また嘘や強引な勧誘、誇大広告も禁止されています。

### 【事例】

2カ月前、美容クリニックで半年間にわたる10回のコースと関連商品併せて150万円をクレジット契約した。

既に4回施術したが効果が無く解約したい。

### 【解説】

クーリング・オフ経過後でも、施術前に解約した場合の法定解約料は2万円です。事例のような施術後の解約では、施術済みの料金と、解約料として5万円または契約残高の20%に相当する額のいずれか低い方の金額の合計になります。ただし、化粧品・健康食品などの関連商品を消費した場合は支払い義務が発生します。早急にクリニックとクレジット会社に解約書面を送付するよう助言しました。

### 【アドバイス】

- クリニックの広告だけで判断せず、情報を収集しましょう
- 書面などで契約内容を確認し、納得できるまで説明を受けましょう
- 即日施術や、高額な施術を強く勧めるなど、問題のある勧誘をするクリニックとは契約しないようにしましょう

困ったときは、お気軽に消費生活センターに相談してください。